

勤労者のための…

高崎市生活資金のご案内

●この融資制度は、高崎市と中央労働金庫が提携、協調し、市が融資利率や融資期間等の融資条件を定め、融資原資の一部を負担することにより、低利（固定金利）な資金を、中央労働金庫が所定の審査後、融資するものです。

◆【融資対象者】

市内に住所を有する勤労者で、原則として同一企業に1年以上勤務している方（経営者、役員及びその家族の方は除きます。）

◆【資金使途】

本人及びその家族の医療・災害復旧・冠婚葬祭・教育・消費財購入等に必要な生活資金

◆【融資限度額】 200万円以内

（教育資金、災害復旧に要する資金は300万円以内）

◆【融資期間】

6年以内（教育資金、災害復旧に要する資金は10年以内）

育児・介護休業法適用者は1年間の据え置き可能

月賦償還（ボーナス返済併用可）

◆【融資利率】

年2.1%以内

（教育資金、災害復旧資金および育児・介護休業法適用者は、1.9%以内）

◆【担保・保証人・信用保証】

保証人は、中央労働金庫の定めるところによります。

信用保証は、日本労働者信用基金協会の保証が必要です。この際の保証料は利用者負担となります。

◆【申請期間】 年間随時

◆【取扱金融機関】

中央労働金庫高崎支店・高崎東支店のみの取扱いで、直接支店窓口への申請となります。

・中央労働金庫高崎支店 高崎市問屋町4-5-6 ☎ 027-365-3333

・中央労働金庫高崎東支店 高崎市中居町3-40-6 ☎ 027-353-6111

《申請に必要な書類》

中央労働金庫所定の申請書、収入・所得が確認できるもの（源泉徴収票又は所得証明書）、勤続年数が確認できるもの（保険証又は勤続証明書）、本人確認できるもの（自動車運転免許証など）、見積書、契約書等

※所得証明書は市役所資産税課・各支所税務課・各市民サービスセンターにてお取りいただけます。

◆【問い合わせ先】

・中央労働金庫高崎支店 ☎ 027-365-3333・高崎東支店 ☎ 027-353-6111

・高崎市商工観光部商工振興課金融担当 ☎ 027-321-1258(直通)